

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の 算定データの充実について

◎ 24年6月分から乳用種及び交雑種についても相対取引等のデータの利用を始めました。

- 1 平成22年度から実施している肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)においては、農林水産省統計部が「食肉流通統計」で公表している28食肉卸売市場の枝肉取引データから、肥育牛1頭当たりの平均粗収益を算定してきました。
- 2 これに対し、地域の取引実態を考慮した平均粗収益の算定を求める意見があること等を踏まえ、相対取引等による枝肉取引のデータの利用について検討してきました。
- 3 その結果、肉専用種については、23年度から、13道県の相対取引等のデータの提供を受け、平均粗収益の算定に利用することとなりました。
- 4 さらに、24年度からは、交雑種及び乳用種についても、以下の各道県から相対取引等のデータの提供を受け、平均粗収益の算定に利用することとなりましたのでお知らせします。

◎相対取引等データ提供県

【肉専用種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県※、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(注1：下線の県が、24年度から利用を開始。)

【交雑種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県※、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県※、福島県、千葉県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県※、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県

〔注2：24年度については、毎月払いを継続したため、6月分から開始。(徳島県及び乳用種の山形県については7月分から)〕

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：坂西、石原
電話：03-3583-8562